

改正

平成20年6月20日告示第16号

平成21年10月1日告示第23号

平成25年3月29日告示第45号

林業振興対策事業補助金交付要綱

林業振興対策事業補助金交付要綱の全部を改正し、平成19年度分の補助金から適用する。

(目的)

第1 森林資源の造成並びに充実に努め、住田町の林業の振興を図るため、森林所有者等が行う林業振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(事業の種類)

第2 林業振興対策事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 開発作業道事業 森林資源の造成を促し、林産物の生産増強による木材供給の安定化と森林経営の合理化を図り、林家所得の向上に資するために行う作業道の新設及び改良事業、台風等により被害を受けた作業道の災害復旧事業
- (2) ミニ作業道整備事業 森林所有者等が間伐材の搬出等を行うのに必要な簡易な作業道の開設
- (3) らくらく道開設事業 森林所有者等が実施する間伐の搬出道開設

(事業実施条件)

第3 第2に掲げる事業の実施条件は次のとおりとする。

事業の種類	種目	条件
開発作業道事業	開発作業道開設事業	延長200m以上1,500m以下で、幅員3.0m以上の作業道開設
	作業道改良事業	延長200m以上1,500m以下で、幅員3.0m以上の作業道改良
	作業道災害復旧事業	延長200m以上で、幅員3.0m以上の作業道災害復旧

ミニ作業道整備事業	ミニ作業道整備事業	(1) 延長100m以上1,000m以下で、幅員2.0m以上の簡易かつ半恒久的に使用が可能な作業道開設
		(2) 切土は原則として1.5m以下の直切り、盛土は表土ブロック積み工法を採用し、縦断勾配15度以下で四輪駆動自動車が行走可能なものであること。
		(3) 急傾斜地や湧水箇所等の路体の保全に必要な箇所については、支障木を利用した丸太組み工を施工すること。
らくらく道開設事業	らくらく道開設事業	延長100m以上1,000m以下で、幅員2.0m以上の間伐搬出道

(補助金の交付の対象経費及び補助額)

第4 補助金交付の対象とする経費及び補助額は次表のとおりとする。

事業の種類	経費	補助率・額
開発作業道事業	開発作業道開設事業に要する経費	当該事業費の10分の5以内
	作業道改良事業に要する経費	当該事業費の10分の5以内
	作業道災害復旧事業に要する経費	当該事業費の10分の5以内
ミニ作業道整備事業	ミニ作業道整備事業に要する経費	m当たり700円以内 ただし、丸太組み工はm当たり700円以内で嵩上げ
らくらく道開設事業	らくらく道開設事業に要する経費	m当たり400円以内

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、開設、改良又は災害復旧した開発作

業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為を行わないこと。

(2) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、ミニ作業道整備事業及びらくらく道開設事業により実施する素材生産を目的とする施業地の森林以外の用途への転用又は皆伐を行わないこと。

(補助金の取り下げ期日)

第6 規則第8条による申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(前金払)

第7 補助金は、必要に応じ前金払することができる。

2 補助金の前金払を請求しようとするときは、林業振興対策事業補助金前金払請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(提出書類及び期日)

第8 規則に定める書類及び提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

前文(抄) (平成20年6月20日告示第16号)

平成20年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成21年10月1日告示第23号)

平成21年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成25年3月29日告示第45号)

平成25年4月1日から施行する。

別表

条項	種目	提出書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	開発作業道開設事業	林業振興対策事業補助金交付申請書	第1号	別に定める
	業道改良事業			
	ミニ作業道整備事業			
	らくらく道開設事業	1 事業計画書	第2の1号	
		2 収支予算書	第3号	

	作業道災害復旧事業	林業振興対策事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第1号 第2の2号 第3号	別に定める
規則第6条の規定による書類	開発作業道開設事業 作業道改良事業 ミニ作業道整備事業 らくらく道開設事業	林業振興対策事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4号 第2の1号 第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
	作業道災害復旧事業	林業振興対策事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4号 第2の2号 第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
規則第13条第1項の規定による書類	開発作業道開設事業 作業道改良事業 ミニ作業道整備事業 らくらく道開設事業	林業振興対策事業補助金交付請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書	第5号 第2の1号 第3号	事業が完了した日から14日以内
	作業道災害復旧事業	林業振興対策事業補助金交付請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書	第5号 第2の2号 第3号	事業が完了した日から14日以内